

2024年度

本宮七丁目町内会 総会資料

書面決議日 令和6年3月24日(日)

議案

・第1号議案	2023年度	活動報告について	……	1	頁
・第2号議案	2023年度	決算報告について	……	3	頁
・第3号議案	2024年度	活動計画について	……	4	頁
・第4号議案		町内会費会則改正	……	6	頁
・第5号議案	2024年度	町内会費について	……	8	頁
・第6号議案	2024年度	予算について	……	9	頁
・第7号議案	2024年度	役員、班長について	……	10	頁
・第8号議案		自主防災隊規約改正	……	11	頁
・第9号議案	2024年度	自主防災隊組織編制表	……	12	頁
・付録		ゴミ集積所利用割当 ・ 稲荷公園清掃割当			

<注意>

各議案頁には、【議案番号】や【(案)】などの表示を
しておりません

また、否決議案があった場合は早急にお知らせいたします

2023年度 活動報告

実施日	区分	活動及び事業	場所	備考
2023.03.26	会議	町内会総会(書面決議)		
2023.04.02	活動	「いなり公園」清掃	稲荷公園	9班
2023.04.14	関連会議	本宮地区福祉推進会	活動センタ	
2023.04.22	関連会議	本宮地区福祉推進会総会	活動センタ	3名
2023.05.07	活動	「いなり公園」清掃	稲荷公園	1・2班
2023.05.11	関連会議	本宮地区福祉推進会	活動センタ	
2023.06.04	活動	「いなり公園」清掃	稲荷公園	3・4・5班
2023.07.02	活動	「いなり公園」清掃	稲荷公園	7・8班
2023.07.03	関連会議	盛岡市まちづくり懇談会	活動センタ	
2023.07.12	関連会議	本宮地区福祉推進会	活動センタ	
2023.07.23	会議	町内会役員会議	活動センタ	
2023.08.06	活動	「いなり公園」清掃	稲荷公園	1・9班
2023.09.03	活動	「いなり公園」清掃	稲荷公園	2・3班
2023.09.13	関連会議	本宮地区福祉推進会	活動センタ	
2023.09.20	関連活動	本宮地区防災研修会	活動センタ	
2023.10.01	活動	「いなり公園」清掃	稲荷公園	4・5班
2023.10.12	関連会議	本宮小学校教育振興協議会	本宮小	
2023.10.14	関連行事	ゆいっこセンター祭り(～10/15)	活動センタ	
2023.11.05	活動	「いなり公園」清掃	稲荷公園	9班
2023.11.15	関連会議	本宮地区福祉推進会	活動センタ	
2023.11.17	関連行事	本宮小 本宮の教育を語る会	本宮小	
2023.11.25	会議	町内会班長会議	活動センタ	
2023.12.03	活動	イオン盛岡南 南側道路 落葉清掃	イオン盛岡南 南側	7・8班
2024.01.10	関連会議	本宮地区福祉推進会	活動センタ	
2024.01.20	関連行事	本宮地区新年交賀会	ベルヴィ盛岡	
2024.01.24	関連行事	本宮小学校教育振興実践発表	本宮小	
2024.02.17	会議	町内会会計監査・役員会	活動センタ	
2024.03.12	関連会議	本宮地区福祉推進会	活動センタ	
2024.03.24	会議	町内会総会(書面決議)		

◎町内会全体として

当町内会は世帯数が少ないですが、困った時には支え合い、助け合う町内会をめざしております。

盛岡市や本宮地区の行事等を上手く活用し町内会活動の効率化を図り、役員等の輪番制の採用を見据え関係組織の協力を得ながら活動しております。

これらの事は毎年度の継続事項とします。

コロナ禍の影響も大分少なくなってきましたが、まだ以前の状態ではありません。各部の報告は次の通りです。

◇体育部

※多くの行事等が中止になり、活動はできませんでした。

◇文化部

(1)ゆいっこセンターまつり(本宮文化祭)への参加・協力

◇環境部

- (1)ゴミステーションの管理
- (2)きれいな街づくりとごみ減量・資源再利用の促進
- (3)防犯・交通安全対策の実施
- (4)高齢者宅の除雪応援及び独居者への声かけ

◇総務部

- (1)町内会活動の事務作業の全般
- (2)町内会活動の連絡調整
- (3)小学校下校時間帯の防犯パトロール活動

2023年度 逝去者名 (敬称略)

班	逝去月	氏名
7班	5月	志和 泰子
2班	5月	内田 一徳
4班	6月	後藤 弘
3班	8月	中村 ハル工

2023年度 本宮七丁目町内会 決算報告書

期間：R05.2.1～R06.1.31

単位：円

1. 収入

科目	予算	決算	適用 (内訳等)	金額
繰越金	1,328,261	1,328,261		
町内会費	700,000	703,380	集金分(班長) ※戸建住宅分	413,690
			口座振込分(管理会社等) ※集合住宅分	289,690
補助金	82,100	82,100	盛岡市協働推進奨励金(基本+公園管理+ゴミ管理+育成会-会費等)	82,100
その他	10,009	12	町内会親睦会 参加自己負担金(未開催)	-
			預金利息	12
合計	2,120,370	2,113,753		

2. 支出

単位：円

科目	予算	決算	適用 (内訳等)	金額
事業費	210,000	32,547	町内会親睦会等	-
			子供会奨励金(支援)	23,000
			飲食費用(会議、資料作成作業、その他作業時)	9,547
小中学補助金・ 入学卒業祝金	101,000	81,000	本宮小学校 本宮七丁目地区子供会育成会へ補助 (盛岡市 子供会育成費8,000-市子連会費2,000=6,000 含)	35,000
			大宮中学校 本宮七丁目地区PTAへ補助	25,000
			小学校入学祝 2名(2022.4月入学)	6,000
			中学校卒業祝 3名(2022.3月卒業)	15,000
慶弔費	70,000	12,000	香典 4件	12,000
			米寿祝(該当無) 出産祝(申出無)	-
環境・備品費	135,000	75,951	ゴミステーション土地賃借料(20,000円×2(第1,第3))	40,000
			公園物置・掲示板等補修 腐葉土・除草剤等	10,908
			公園清掃(ゴミ袋・参加者へお茶配布)	18,025
			備品(防犯パトロールベスト・帽子)	7,018
負担金・募金 (各町内会への割当等)	132,000	109,100	盛岡市 町内会連合会	9,800
			盛岡市保健推進協議会会費1,000 本宮地区保健推進員協議会協賛金1,500	2,500
			盛岡市 社会福祉協議会会費	30,000
			本宮地区 町内会連絡協議会会費	11,000
			本宮小学校区 教育振興協議会町内会協力金	3,000
			盛南地域 安全協会助成金	9,800
			消防12分団後援会 負担金	23,000
			赤十字活動資金(日赤盛岡地区)	10,000
			赤い羽根共同募金	10,000
渉外費(交際費) (参加に応じて負担)	35,000	24,000	本宮地区町内会福祉推進会新年交賀会	24,000
			本宮地区町内会福祉推進会懇親会	-
			消防12分団後援会総会懇親会	-
事務費・諸経費	50,000	25,489	文房具(コピー代、印刷代、インク、封筒、用紙、他)	25,489
			活動時(文化部・体育部)交通費等補助	-
活動手当等	244,000	246,000	会長30,000 副会長5,000×2 総務部長15,000 環境部長15,000	234,000
			文化部長10,000 体育部長10,000 会計15,000 防災隊長10,000	
			防災副隊長5,000 回覧配布50,000 班長5,000×8 副班長3,000×8	12,000
			会計監査謝礼 2,000×1 活動功労金 10,000	
予備費	1,143,370	-		-
合計	2,120,370	606,087	収入合計=2,113,753円 支出合計=606,087円 繰越金=1,507,666円	

監査報告

令和6年2月17日に町内会から提出された2023年度本宮七丁目町内会収支決算書について監査の結果、適正かつ正確に処理されていることを報告いたします。

令和 年 月 日 監事

2024年度活動計画について

◎基本方針

当町内会は世帯数が少ないですが、困った時には支え合い、助け合う町内会をめざします。盛岡市や本宮地区の行事等を上手く活用し町内会活動の効率化を図り、各会員が楽しく生活できるよう、お手伝いしたいと考えます。

また、2014年(平成26年)発足の当町内会は10年が経過し今年度は11年目となることからこれまでの経験と反省を踏まえ、形式にとらわれない色々な改革を考えています。

○改革計画

1.役員体制

町内会規約(案)の通り、**部の体制を事業部(環境・文化・体育)と総務部(会計・庶務)**にします。各部に1～3名の部長を置く事で役員相互の協力体制を整えます。

役員のなり手が不足する場合は事業・業務の簡素化・省略化を図ります。

また、盛岡市や本宮地区からの**資料・情報については役員間の回覧等により情報共有**します。(各部の支援を副班長に輪番制で割り当てていましたが、必要時に依頼する方法に改めます)

2.町内会員への情報伝達

集合住宅の**物件個々の掲示板等への回覧物等の掲示をやめます**。

町内会宛の回覧物と同じ物を、**掲示箱**に入れますので必要に応じて御覧いただきます。**(掲示箱は稲荷公園管理倉庫壁面の掲示板・投書箱に隣接して設置(無施錠)します)**

また下記でも可能な限りお知らせします。

※町内会Webサイト(**ホームページ**) <https://motomiya7-morioka.com> (2024.01.01~仮運用中)

3.町内会からの出金について

町内会会計担当から、ゴミ集積所土地賃借料・小中学補助・予算執行(立替)等の出金について**口座振込とする**場合があります。

○各部の活動計画

◇事業部

(環境)(1)ゴミステーションの管理・きれいな街づくりとごみ減量・資源再利用の促進
(環境)(2)防犯・交通安全対策の実施
(環境)(3)高齢者宅の除雪応援及び独居者への声かけ
(文化)(4)ゆいっこセンターまつり(本宮文化祭)への参加・協力
(文化)(5)盛岡市等が主催する教室等への参加
(体育)(6)みんなの稲荷公園を利用した活動(ラジオ体操・グランドゴルフなど)
(体育)(7)本宮地区や大宮中の体育系行事への参加・支援

◇総務部

(1)町内会からの出金についての口座振替対応
(2)町内会予算に功労金・表彰金を設ける
(3)回覧・配布等の掲示箱対応

◇その他

(1)町内会Webサイトの本運用・情報更新、保守

○自主防災隊活動計画

- (1)防災用品等の点検
- (2)防災訓練等への参加・周知

○お知らせ

(1)防犯パトロール隊

防犯パトロール隊隊長は従来通り町内会長が兼務します。

色々と支援をお願いしてまいりましたが、芳しくない状況ですので活動規模の縮小などで対応していきます。

～一緒に活動して頂ける方を募集しています～

月に一回程度 約30分 散歩気分で！

(2)冬季の除排雪について

高齢者世帯等で除雪が困難な場合は、町内会役員に相談して下さい。

すぐには対応できないかもしれませんが、支援致します。

(3)出産祝いについて

令和5年度から『出産祝』を差し上げることにしていました。お祝い金は壹万円です。

(該当世帯からの申出を基本とします)

本宮七丁目町内会 会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は本宮七丁目町内会（以下本会という）と称し、事務所を会長の指定する所に置く。

(会員及び構成)

第2条 本会の会員は本宮七丁目地内に居住する世帯またはこれに準ずる者とし、会員は班を構成する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦につとめ、社会福祉を増進し地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事業及び事業年度)

第4条 本会は前条の目的を遂行するため次の事項について事業を行う。

事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

但し、**会計(収入・支出)について2月及び3月分は翌事業年度に組入れる。**

- 1 教育文化に関する事項
- 2 健康増進及び保健衛生に関する事項
- 3 社会福祉に関する事項
- 4 生活環境整備、防犯、及び交通安全に関する事項
- 5 その他目的遂行に必要な事項

(組織)

第5条 本会の事業運営のため、次の部を置く。

- 1 **事業部 環境・文化・体育 担当**
- 2 **総務部 会計・庶務 担当**

第2章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 **事業部長 若干名**
- 4 **総務部長 若干名**
- 5 会計監事 若干名

(役員等の選任)

第7条 本会の役員は次の方法により選任する。

また、役員の外に会務を円滑に遂行するため班長、係を選任する。

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 班長は当該班において選任する。
- 3 係は必要に応じて会長が選任する。

(任期)

第8条 役員等の任期は次の通りとする。

- 1 役員の任期は1年とし、連続して再任する場合は**3期3年までを目安**とする。
- 2 班長など、係の任期は1年とし、班長以外の係は再任を妨げない。
- 3 市から委嘱された係は委嘱期間とする。
- 4 役員、係の欠員補充にあたっては、前任者の残任期間とする。

(任務)

第9条 役員等の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務の一切を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 部長は第5条に定める部の事業を遂行する。
- 4 会計監事は本会の会計を監査し、総会において報告する。
- 5 班長は当該班の会務を統括し、事業の遂行にあたる。
- 6 係は担当する業務を遂行する。

- 7 第5条に定める部の業務を次の通りとする
- 1) **事業部** 環境担当…環境美化保全、防犯、交通安全に関する活動
文化担当…教養文化、福祉、保健衛生、行事企画に関する活動
体育担当…健康、体育、行事企画に関する活動
 - 2) **総務部** 会計担当…会計に関する事務処理全般
庶務担当…回覧・配布・掲示に関する事務処理全般
- 会議企画・資料作成・上記を含む会務全般については役員で分担・協力する。**

第3章 会議

(会議)

- 第10条 本会の会議は総会、役員会、班長会とする。
開催は次の通りとし、会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 1 **定時総会は毎年1回開催し書面による決議を原則とする。**
但し必要に応じて招集による会議も開催できるものとし
**会議開催の場合は書面決議に優先する提案等を審議し
提案等が無い場合は書面決議内容の説明会とする。**
 - 2 臨時総会、役員会、班長会議は必要に応じ会長が招集する。
但し各会議とも構成員の過半数の要求があった場合はこの限りでない。

(会議の構成)

- 第11条 会議の構成は次の通りとする。
- 1 総会は会員により構成する。
 - 2 役員会は役員で構成する。
 - 3 班長会は役員及び班長で構成する。

(会議の任務)

- 第12条 会議の任務及び付議事項は次の通りとする。
- 1 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項は総会で決議する。
 - 1) 会務の報告に関する事項
 - 2) 予算及び決算に関する事項
 - 3) 事業計画及び事業遂行に関する事項
 - 4) 会則その他諸規則の制定改廃に関する事項
 - 5) 役員を選出に関する事項
 - 6) その他重要事項
 - 2 役員会は執行機関であり、次の事項を付議執行する。
 - 1) 総会に付議すべき事項
 - 2) 総会の委任に基づく事項
 - 3) その他会長が必要と認めた事項
 - 3 班長会は総会、役員会の決定事項の具体化と、次期総会までの期間に決議を要する事項を付議執行する。

第4章 会計及び会費

(会計)

- 第13条 本会の会務を遂行するための経費は、
会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

- 第14条 本会の会費は世帯別に本会に納付しなければならない。会費の金額は総会の決議による。

(活動手当)

- 第15条 本会の会務遂行を円滑にするため、役員等に手当を支給する。手当の金額は総会の決議による。

第5章 細則

(細則)

- 第16条 この会則の他に必要に応じて細則を定める。

附則 1. この会則は令和6年3月24日より施行する。(全改定)

2024年度 町内会費について

会則第14条の規定に基づき2024年度の会費の額、納付の方法及び預金の預け入れ先について下記のとおりとします。

- ① 会費は班長が取りまとめ預け入れ先へ納入する。
- ② 会員の会費は **月額300円** とし、
上半期 1,800円 を 4月末までに、
下半期 1,800円 を 10月末までに本会に納入することとする。
- ③ 中途加入会員の会費は、入会届とともに加入の翌月分から納入する。
- ④ 中途退会会員の会費は、退会月の翌月分から前納分を返納する。
- ⑤ 会費の預け入れ先を次の通りとします
金融機関 東北銀行 盛南プラザ支店
口座種別 普通
口座番号 5008191
口座名義 本宮七丁目町内会

※ 各年度の予備費の妥当額を50~100万と設定し、**著しくかけ離れた額**となる場合は、町内会会費の**増減について検討**していきます。
(各年末頃の状況により、役員会・班長会議の場で検討する)

2024年度 本宮七丁目町内会 予算

1. 収入

単位：円

科目	前年度決算	予算	適用 (内訳等)	内訳金額
繰越金	1,328,261	1,507,666		
町内会費	703,380	610,000	集金分(班長) ※戸建住宅分	350,000
			口座振込分(管理会社等) ※集合住宅分	260,000
補助金	82,100	82,100	盛岡市協働推進奨励金 (基本+公園管理+ゴミ管理+育成会-会費等)	82,100
その他	12	20,000	町内会親睦会 参加自己負担金(開催時)	20,000
			預金利息	-
合計	2,113,753	2,219,766		

2. 支出

単位：円

科目	前年度決算	予算	適用 (内訳等)	内訳金額
事業費	32,547	200,000	町内会親睦会等行事費用・飲食費用(会議・レクリエーション・他)	200,000
小中学補助金・ 入学卒業祝金	81,000	101,000	本宮小学校 本宮七丁目地区子供会育成会へ補助 (盛岡市 子供会育成費8,000-市子連会費2,000=6,000 含)	35,000
			大宮中学校 本宮七丁目地区PTAへ補助	25,000
			小学校入学祝	21,000
			中学校卒業祝	20,000
慶弔費	12,000	50,000	香典	-
			米寿祝	-
			出産祝	-
環境・備品費	75,951	120,000	ゴミステーション土地賃借料 (20,000円×2 (第1,第3))	40,000
			修理代(防犯灯・塗料) 環境整備(防災、防犯グッズ・他) 公園(腐葉土)	40,000
			公園清掃(ゴミ袋・参加者へお茶配布)	20,000
			備品	20,000
負担金・募金 (各町内会への割当 等)	109,100	123,500	盛岡市 町内会連合会	10,000
			盛岡市 保健推進員協議会会費	1,000
			本宮地区 保健推進員協議会協賛金	1,500
			盛岡市 社会福祉協議会会費	30,000
			本宮地区 町内会連絡協議会会費	15,000
			本宮小学校区 教育振興協議会町内会協力金	3,000
			盛南地域 安全協会助成金	10,000
			消防12分団後援会 負担金	23,000
			赤十字活動資金(日赤盛岡地区)	15,000
			赤い羽根募金	15,000
渉外費(交際費) (参加に応じて負担)	24,000	51,000	本宮地区福祉推進会新年交賀会	24,000
			本宮地区福祉推進会懇親会	24,000
			消防12分団後援会総会懇親会等	3,000
表彰・御礼		30,000	功労金・表彰金・御礼等	30,000
事務費・諸経費	25,489	100,000	文房具(コピー代、印刷代、インク、封筒、用紙、他)	40,000
			総会資料等作成(文書等PC入力)費用	30,000
			町内会Webサイト(ホームページ)の外部サーバ費用等	20,000
			活動時交通費補助	10,000
活動手当等	246,000	221,000	会長 30,000 副会長 10,000	209,000
			事業部長 15,000×2 総務部長 (会計 15,000 庶務 45,000)	
			班長 5,000×8 副班長 3,000×8	
			防災隊長 10,000 副隊長 5,000	2,000
			会計監査謝礼 2,000	
イベント支援手当 (20時間×500円)	10,000			
(前年度繰越金)・予備費	1,507,666	1,223,266		-
合計	2,113,753	2,219,766		

本宮七丁目町内会自主防災隊規約

(名 称)

第1条 この組織は本宮七丁目町内会自主防災隊（以下「本防災隊」）と称する。

(目 的)

- 第2条
- 1 本防災隊は本宮七丁目町内会（以下「本町内会」）として地震・火災・風水害・雪害等の災害（以下「災害等」）に備える活動並びに災害発生時に町内会員の生命、財産を守るための応急的な活動を行うことを目的とする。
 - 2 本宮七丁目町内会会員は各自の生命・財産を守るために、常に身の回りを点検整備し平常時から災害発生に備えることとする。

(活動拠点)

第3条 本防災隊の活動拠点は、平常時は防災隊長宅に置き、災害等が発生したときは防災隊長が指定した場所に置くこととする。

(活動組織)

- 第4条
- 1 本防災隊の防災隊長は、本町内会総会において選出し、防災隊長が任命する副隊長並びに組織編成表により組織する。
また、隊長・副隊長の任期は特に設定しない。
 - 2 本防災隊に情報統括部と現場活動部を設けて活動する。

(活 動)

- 第5条 本防災隊は次の活動を行う。
- 1 防災に関する知識の普及及び訓練の実施
 - 2 災害予防のための危険箇所の点検把握と改善処置
 - 3 災害発生時における被災者の救出と初期消火等の初動活動
 - 4 災害発生時における地域防犯活動
 - 5 災害情報の把握伝達と行政機関が設置する対策本部との連携
 - 6 災害の状況に応じ、防災福祉マップにより要援護者等の避難誘導
 - 7 給食、給水などの生活支援活動
 - 8 その他の応急的な防災活動

(招集の基準と連携)

- 第6条 本防災隊は災害の状況を早急に把握し対応するため、非常招集の基準を次の通りとする。
- 1 地震については、震度5以上により甚大な被害が生じたとき。
 - 2 火災については、初期消火と被災者の安否確認又は救出をしなければならないとき。
 - 3 その他風水害などにより被災したとき。
 - 4 災害情報については、行政機関が設置する対策本部、消防署等に速やかに通報するとともに連携を密にして活動する。

(避難場所)

- 第7条 緊急の場合、一時避難場所について次の通りとする。
- 1 **1班～6班** みんなの稲荷公園
 - 2 **7・8班** 下鹿妻北近隣公園

(組織編成表)

第8条 本防災隊の組織編成表は別表の通りとする。

(運営・経費)

- 第9条
- 1 本防災隊の運営については、本町内会の役員会において協議し決定する。
 - 2 本防災隊が必要とする経費は、本町内会予算をもって充当する。
 - 3 本防災隊の隊長・副隊長に活動手当を支給する。
手当の金額は本町内会総会の決議による。
 - 4 その他この規約に定めない状況が生じたときは、本町内会の役員会において協議し決定する。

付 則

- 1 この規約の制定・改廃は本町内会において定める。
- 2 この規約は令和4年3月27日より実施する。
- 3 この改正は令和6年3月24日より実施する。(班の呼称変更による第7条の訂正)